

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオ 他7者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 合同会社シェア 代表社員 田村芳夫
(変更後) 合同会社シェア 代表社員 邦興商事株式会社
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社三愛 三条市東裏館二丁目15番5号 他1者
(変更後) 株式会社三愛 三条市林町二丁目16番29号 他2者
- 3 変更年月日
 - (1) 令和5年1月4日
 - (2) 令和4年11月23日 他
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の代表者変更のため
 - (2) 小売業者の住所及び代表者変更、小売業者の出店のため
- 5 届出年月日
令和5年6月20日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和5年7月4日から令和5年11月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp